

議案第21号

小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

小松島市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年小松島市条例第166号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

小松島市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年小松島市条例第166号）の一部を次のとおり改正する。

第5条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第5条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第7条中第3項を第4項とし、第2項ただし書きを削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条第1中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条を第13条とし、同条第1項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第11条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。